

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業(神奈川県版)

この事業は、既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに、空家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築するため、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある賃貸住宅のリフォームに要する費用の一部を国が直接補助するものです。

補助事業の概要

- 対象となる事業
高齢者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある民間住宅に対し、耐震改修工事、バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事のいずれかを含む改修工事を行う事業です。
- 応募者
建設工事請負契約を締結して空家(住棟)の改修工事を発注する者

事業の流れ

- 申請期限：平成24年12月28日(金)
 - ・ 申請前に工事の契約が必要です。
 - ・ 応募の状況によっては、提出期限以前に応募が締め切られることがあります。
- 提出先：民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室(下記問い合わせ先参照)
- 交付決定：申請後、最大1週間程度(書類が整っている場合)
 - ・ 補助金交付決定の後、工事を着工できます。
- 実績報告：年度内に3回の期限を設定
(平成24年9月28日、平成24年12月28日、平成25年3月29日)
- 補助金の支払い：実績報告の期限から概ね2ヶ月後

留意事項(神奈川県独自の基準)

- 神奈川県では、本事業の対象となる住宅確保要配慮者に、「外国人」も含まれます。
- 神奈川県では、本事業を活用した住宅の家賃の上限が、「102,000円」とされています。

※ 災害救助法適用時には、県等から建物所有者等へ空き家情報の提供やこれに基づく住宅の提供について協力要請を行い、この要請に可能な限り協力していただくということが、本事業の要件にもなっています。

※ 災害時における協力要請の方法や空き家の情報提供、これに基づく住宅の提供の方法等については、今後神奈川県居住支援協議会の中で具体的な検討を進めてまいります。

○ 事業概要・要件・応募方法等について

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル5階
TEL 03-6214-5690 / FAX 03-6214-5899
受付: 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)9:30～17:00

○ 連携地方公共団体について

神奈川県 県土整備局 建築住宅部 住宅計画課 民間住宅グループ
TEL 045-210-6557(直通)

○ 補助を受けた賃貸住宅の適正な管理を確保するための通報(相談)窓口

神奈川県居住支援協議会(事務局)(社)かながわ住まい・まちづくり協会
TEL:045(664)6896